

市第55号議案

横浜市道路占用料条例の一部改正

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例

横浜市道路占用料条例（昭和32年 3 月横浜市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

4,700 円
---------

」を「

4,800 円
---------

」に、

「

広	告	塔	表示面積1平方メートルにつき1年	14,000円
---	---	---	------------------	---------

」を

「

広	告	塔	表示面積1平方メートルにつき1年	15,000円
---	---	---	------------------	---------

」に、

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				5,500円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
上空に設ける通路				6,800円

	地下に設ける通路	4,100円
	その他のもの	5,500円

を

法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運 行補助 施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設ける もの	長さ1メートル につき1年	17円
			その他のもの		55円
			道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類	1本につき1年	4,400円
			その他のもの	上空に設ける もの	2,800円
			地下に設ける もの	1,700円	
		その他のもの			5,500円
法第32条第1項第4号に掲げる施設					5,500円
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの		占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			7,600円	
	地下に設ける通路			4,500円	
その他のもの			5,500円		

に、

140 円	を	150 円	に、
1,400 円		1,500 円	
1,400 円		1,500 円	
14,000 円		15,000 円	

140 円	を	150 円	に、
1,400 円		1,500 円	
140 円		150 円	
1,400 円		1,500 円	
14,000 円		15,000 円	
6,800 円		7,600 円	

Aに0.033を 乗じて得た額	を	Aに0.031を 乗じて得た額	に、
1,400 円		1,500 円	

令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの		Aに0.011を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を 乗じて得た額
	地下（トンネ ルの上の地下 を除く。）に 設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を 乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を 乗じて得た額

	そ の 他 の も の		Aに0.033を 乗じて得た額	
令第7条第9号 に掲げる施設	建 築 物	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.011を 乗じて得た額	
	そ の 他 の も の		Aに0.008を 乗じて得た額	
令第7条第10号 に掲げる施設及 び自動車駐車場	建 築 物		Aに0.023を 乗じて得た額	
	そ の 他 の も の		Aに0.008を 乗じて得た額	
令第7条第11号 に掲げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの		Aに0.011を 乗じて得た額	
	上 空 に 設 け る も の		Aに0.023を 乗じて得た額	
	そ の 他 の も の		Aに0.033を 乗じて得た額	
令 第 7 条 第 1 2 号 に 掲 げ る 器 具				Aに0.033を 乗じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高 架のものに限る。）の路面下に設ける もの		Aに0.011を 乗じて得た額	
	上 空 に 設 け る も の		Aに0.023を 乗じて得た額	
	そ の 他 の も の		Aに0.033を 乗じて得た額	

を

「

	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの		Aに0.008を 乗じて得た額
	上 空 に 設 け る も の		Aに0.017を 乗じて得た額

令第7条第8号 に掲げる施設	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2のもの	
		階数が3以上のもの	
	その他のもの	Aに0.025を 乗じて得た額	
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		Aに0.01を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を 乗じて得た額
令第7条第10号 に掲げる施設及び 自動車駐車場	建築物		Aに0.022を 乗じて得た額
	その他のもの		
令第7条第11号 に掲げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.01を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を 乗じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.01を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を 乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031を 乗じて得た額

占有面積1平方メートルにつき1年

に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市道路占用料条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市道路占用料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

道路占用料を改定するため、横浜市道路占用料条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市道路占用料条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

## 別表（第 4 条）

占 用 物 件		単 位	占 用 料	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	（省 略）		（省 略）	
	第 二 種 電 柱	1本につき1年	<u>4,800円</u> 4,700円	
	（省 略）		（省 略）	
	（ 省 略 ）			
	広 告 塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>15,000円</u> 14,000円	
	（ 省 略 ）			
（ 省 略 ）				
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運行 補助施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設ける もの  長さ1メートル につき1年	<u>17円</u>   <u>55円</u>
		道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類	1本につき1年	<u>4,400円</u>

		上空に設ける もの		2,800円
	その他のもの	地下に設ける もの		1,700円
	その他のもの			5,500円
法第32条第1項第4号に掲げる施設 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				5,500円
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに $\frac{0.004}{0.005}$ を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに $\frac{0.006}{0.008}$ を 乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに $\frac{0.007}{0.01}$ を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			7,600円 6,800円
	地下に設ける通路			4,500円 4,100円
	(省 略)			(省 略)
	法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時 的に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1月	1,500円 1,400円	
	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	1,500円 1,400円
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	15,000円 14,000円
	(省 略)			(省 略)

令第7条第1号 に掲げる物件	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	1本につき1日	$\frac{150円}{140円}$
		そ の 他 の も の	1本につき1月	$\frac{1,500円}{1,400円}$
	幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1日	$\frac{150円}{140円}$
		そ の 他 の も の	表示面積1平方メ ートルにつき1月	$\frac{1,500円}{1,400円}$
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	$\frac{15,000円}{14,000円}$
		そ の 他 の も の		$\frac{7,600円}{6,800円}$
( 省 略 )			(省 略)	
令 第 7 条 第 3 号 に 掲 げ る 施 設		占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに $\frac{0.031}{0.033}$ を 乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲 げる工事用材料		占用面積1平方メ ートルにつき1月	$\frac{1,500円}{1,400円}$	
( 省 略 )			(省 略)	
令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの		Aに $\frac{0.008}{0.011}$ を 乗じて得た額	
	上 空 に 設 け る も の		Aに $\frac{0.017}{0.023}$ を 乗じて得た額	
	地下（トンネ ルの上の地下 を除く。）に 設けるもの	階 数 が 1 の も の	Aに $\frac{0.004}{0.005}$ を 乗じて得た額	
		階 数 が 2 の も の	Aに $\frac{0.006}{0.008}$ を 乗じて得た額	

	階数が 3 以上のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	$A$ に $\frac{0.007}{0.01}$ を乗じて得た額
	その他のもの		$A$ に $\frac{0.025}{0.033}$ を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		$A$ に $\frac{0.01}{0.011}$ を乗じて得た額
	その他のもの		$A$ に $\frac{0.007}{0.008}$ を乗じて得た額
令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		$A$ に $\frac{0.022}{0.023}$ を乗じて得た額
	その他のもの		$A$ に $\frac{0.007}{0.008}$ を乗じて得た額
令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A$ に $\frac{0.01}{0.011}$ を乗じて得た額
	上空に設けるもの		$A$ に $\frac{0.022}{0.023}$ を乗じて得た額
	その他のもの		$A$ に $\frac{0.031}{0.033}$ を乗じて得た額
令第 7 条第 12 号に掲げる器具			$A$ に $\frac{0.025}{0.033}$ を乗じて得た額
	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	$A$ に $\frac{0.01}{0.011}$ を乗じて得た額	

令第 7 条第 13 号 に掲げる施設	上 空 に 設 け る も の	Aに $\frac{0.022}{0.023}$ を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の	Aに $\frac{0.031}{0.033}$ を 乗じて得た額
令 第 7 条 第 1 4 号 に 掲 げ る 施 設		<u>Aに0.031を</u> <u>乗じて得た額</u>

(備考省略)

